

玄海及び川内原子力発電所の原子炉設置変更許可申請の補正概要

玄海 3，4 号機及び川内 1，2 号機の中央制御室、緊急時対策所及び特定重大事故等対処施設内にある緊急時制御室内の要員等に対する有毒ガスが発生した場合の影響評価について、有毒ガス防護に係る影響評価の評価方法、評価条件、対策等に関する記載を追加し、有毒ガスの発生に対する防護方針の記載の充実を図る。

○防護方針に追加した主な記載内容

- ・固定源（敷地内外に設置された薬品タンク等）及び可動源（薬品補充のために入所する薬品タンクローリ等）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施することとし、評価に当たっては、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。
- ・固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。
- ・可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等により要員を防護できるよう対策する。

以 上